

# 声あげる全国の入居者

## 「みんな仲間」と地域自治会も全面支援

岐阜県の高山市では、住宅自治会の人たちを地域の合町内会が全面的に支持し、政府「機構」、国会議員、県、市議会へ向けた大規模な署名運動を進めています。また、三重県四日市市や長野県では、住宅の人たちと本共産党の懇談会が行われました。

それらの場でも、地域をこえた連携が話し、われ、共同の政府要請行動も計画されています。



弁護士団体も支援  
自由法曹団という民主主義と人権を守る弁護士の会はすでに、雇用促進住宅からの追い出しに抗議し、住民支援を決めています。

# 「入居者保護」も住宅供給の責任も投げ捨て 取り壊し、民間へタタキ売り

## つぎつぎ方針変更 国・「機構」

「入居したまま地方自治体に売る」と言ってきたのに、交渉が難航すると、大半は更地化して民間に売るやり方へ大転換。人気のない土地とセットの「バルクセール」(まとめ売り)もやるという叩き売り方針になっています。

3年半前には、「居住者保護のため、入居したまま、民間でなく地方自治体などに売るのが基本」と言っていた言葉は、あっさり投げ捨てられています。

## ほくそえむ 民間大企業

国が売却に困ってつぎつぎに方針を変えることで、民間企業は「待てば海路の日和あり」と、値下がり・好条件を手にすることができ、仕組みが作られています。

雇用促進住宅はこれまで、入居者の家賃で黒字経営を維持し、他に迷惑をかけていません。国民の生存権を犠牲に、貴重な国民の資産を投げ売りしたうえ、大企業に大盤振る舞いするやり方は、絶対に許せません。

## 民間委託は心配

国と「機構」は、売却業務を民間に委託するとしています。「入居者には会わせない」と言いますが、入居したまま売られてしまえば、あとの追い出しは民間業者のし放題。バブル時代の地上げ屋のような入居者への圧力も心配されます。

## 「機構」も認めていた

「雇用促進住宅」は国の「五方計画」に位置づけられ、住宅政策の柱として推進されてきました。これは「機構」の「検討会」自身が、雇用政策と住宅政策の二つの役割を持ちながら、量的に拡大していくことになった」と認めているのです。

# 雇用促進 住宅全廃

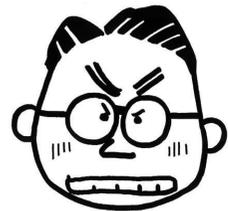
一方的な追い立ては入居者の生存権否定

# 全国35万人の一大事

## 突然の入居契約打ち切り

定期契約者には「説明も不要」と

全国で「退去の」案内」などの文書が各戸に届いています。14万余戸の雇用促進住宅を全廃し、約35万人の大半を住んでいる家から追い出すという大問題。平成15年11月以後の定期契約者は説明もなのまま、早ければ今年中に退去を迫られ、まさに風雲急を告げる事態です。



## 退去要求に「正当事由」なし

雇用・能力開発機構の担当者は、入居者に退去を求める理由をまだ決めていないと正直にのべています。じつさい、まともに通用する理由は見つかるはずがありません。

第1に、大規模な住居取り上げは、国民の生存権の乱暴な否定です。

第2に、借地借家法に照らして正当事由がありません。(下の記事参照)

第3に、「住民保護」を投げ捨て、「住居取り上げ・退去」方針は、国と「機構」が国会での答弁にも反し勝手に行ったこと。国民の意思ではありません。

第4に、国・「機構」が急げば急ぐほど、裁判等で長期化は必死。経費が増える一方、退去者がでることに収入が減って赤字が累積。「ムダの解消」という大義名分と根本的に矛盾します。

そもそも、雇用促進住宅の全廃は、国の住宅供給の責務に反しています。

家主の横暴を規制、入居者を保護  
**借地借家法**

第二十八条で、家主側からの立ち退き請求は、

- ・賃貸人、賃借人がそれぞれ建物の使用を必要とする事情
- ・賃貸借に関する経過
- ・建物の利用状況や現況

・明け渡しに対する補償条件を考慮し、「正当事由」があると認められる場合でなければ、行うことができないとされています。

## 「これはまったく無茶だ」

当局からの聴き取りで佐々木憲昭議員が批判



日本共産党の佐々木憲昭衆議院議員はさる7月8日、国会内の事務所に厚生労働省と「機構」の担当者呼び、住宅廃止・売却の方針と現状をたどりました。

この中でも、住民追い出しの不当性や無理無体ぶりがいつそうはつきりし、佐々木議員は「こんなたいへんな問題を、こんな短期間にこり押しするのは、ぜったいにダメだ」と、きびしく指摘しました。